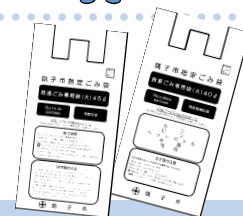




choshi
お知らせ
news

4月1日から変わります ごみ処理施設・ごみの出し方・指定ごみ袋



申問 生活環境課 ☎(24)8764

4月1日からごみ処理施設が、西小川町の清掃センターから野尻町のごみ処理施設に変わります。これに伴い、4月以降のごみの出し方や指定ごみ袋が変わります。新しい施設は、銚子・旭・匝瑳の三市でつくる東総地区広域市町村圏事務組合が運営します。

4月以降のごみの分別方法など詳しくは、2月上旬に配るごみカレンダーや市のホームページをご覧ください。現在、試運転期間としてごみの一部を新ごみ処理施設へ搬入しています。収集時間が前後する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

新しいごみ分別

普通ごみ

生ごみ、紙くず・木くず類、ゴム・プラスチック製品、汚れた衣類・くつ・かばん、ガラス類・陶磁器類

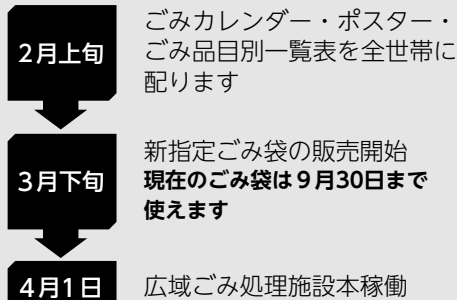
資源物

ビン、カン、ペットボトル、金属類、紙類、衣類、小型家電

有害ごみ

蛍光管、水銀体温計・温度計、電池、使い捨てライターなど

今後のスケジュール



choshi
お知らせ
news

令和3年度から変わります 市・県民税のここが変わります



問 課税室 ☎(24)8951

1 給与所得控除・公的年金等控除の基礎控除への振替

働き方の多様化に対応するため、給与所得や公的年金等所得の控除額は一律10万円引き下げ、基礎控除額は10万円引き上げます。

2 所得金額調整控除を創設

- ①②の場合に所得金額調整控除を適用します。
- ①給与等の収入が850万円を超え、子育て中など一定の条件を満たす
- ②給与所得と公的年金等にかかる雑所得がある

3 ひとり親控除創設、寡婦(寡夫)控除見直し

所得が500万円以下のすべてのひとり親家庭が対象

- ①婚姻歴・性別にかかわらず、生計をともにする子(総所得金額等48万円以下)がいる単身者に、ひとり親控除30万円
- ②①以外の寡婦には引き続き寡婦控除26万円

4 扶養控除などの所得要件を見直し

	所得要件
同一生計配偶者・扶養親族	合計所得金額 48万円以下
障害者などへの非課税措置	合計所得金額 135万円以下
均等割の非課税限度額	合計所得金額 28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1) +10万円+16万8000円(扶養親族がいる場合)
所得割の非課税限度額	総所得金額等 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1) +10万円+32万円(扶養親族がいる場合)

